令和８年度 第３回 持続可能な財政運営検討会　議事要旨

１　日　時　令和８年 11 月 11 日（水）10:00～11:25

２　場　所　県庁３号館 10 階庁議室

３　出席者

⑴ 委員

石川委員、上村委員（会長）、髙橋委員、羽田委員（４名）

※佐野委員欠席

⑵ 県

齋藤知事、守本真一副知事、守本豊副知事、有田理事、福山総務部長、川井企画部長、中之薗財務部長、近藤財務部次長（８名）

４　知事挨拶（開会）

○本日は、第３回となる持続可能な財政運営検討会に、委員の皆様に置かれましてはご出席を賜り感謝申し上げる。この検討会においては、兵庫県の置かれている財政状況に対し、委員の皆様から専門的な見地に基づく貴重なご意見を賜り、改めて御礼申し上げる。

○第１回、第２回の検討会では、兵庫県財政の構造的な分析、そして、将来見通しを踏まえた議論を行うとともに、令和７年度の決算を踏まえて起債許可団体になったことを受け、公債費負担適正化計画の策定に向けてもご議論いただき、８月には総務省に計画を提出させていただいた。その後の状況も踏まえながら、今後の財政運営のあり方についてご議論をいただきたいと考えている。

○これまで上村委員をはじめ、ご指導をいただきながら、兵庫県が過去の積み残された課題、例えば分収造林事業や地域整備事業などの会計収束に向けた取り組みなど、将来に課題を先送りしないという形で、取り組みを続けてきた。

○これから人口減少社会、社会保障の増加、さらには、兵庫県の公共施設の老朽化など、財政需要への対応が求められる。こうした厳しい財政状況の中にあっても、県民の皆様の暮らしを支える、そして、子供たちの学校環境や教育分野、さらには未来の人材投資といった面の投資というものは大変重要で、これが兵庫県の未来に繋がる取り組みだと考えているので、そういった観点もしっかり、着実に進めていきたい。

○その中で大事なのが、財政運営の透明性を図っていくということ。令和２年度に実施した、公共用地先行取得等事業債の借り換えに関する事案については、総務省からもしっかり検証と再発防止をするようご指摘いただいている中で、財務検証部会を設置いただき、委員の先生方から原因究明そして再発防止、その他の事案がないかどうかも含めて検証いただき、今日、検証部会における結果についてご報告をいただくという形になっている。

○持続可能な財政運営を実現するためには、限られた財源を真に必要な分野へ重点的に配分していく、そのために、できるだけ県民の皆様の暮らしに直結するような事業というよりも、いろんな事務事業の合理化などをしっかりとやりながら財源を生み出して行く、そして民間の活力なども導入しながら、行政資源を最大限に活用していくと

いうことが、大変大事だと思っている。
○本日もぜひ、財政健全化と未来への投資の両立に向けた議論を幅広くいただきたいと思うので、よろしくお願い申し上げる。

５　議事

(1) 財務検証部会からの報告
(2) 今後の改革の方向性について
(3) 公債費負担適正化計画の改定（案）について

６　発言要旨

⑴財務検証部会からの報告に関する発言

ア 髙橋委員

○これまでの財政運営においては、実質公債費比率をはじめとする財政指標を悪化させないことが、至上命題のように強く意識されていたと思う。財政指標を適切に管理することは重要であるが、一方で、そのことを意識するあまり、本来、もっと大切にすべき行政運営の透明性や、住民に対する説明責任、情報公開のあり方や行政の姿勢が十分に重視されてこなかった面もあるのではないかと感じた。
○財政状況が厳しいのであれば、その状況や課題を住民に対して正確にわかりやすく説明し、行政として何を優先し、何を見直そうとしているのか、その判断の根拠や経緯も含めて、オープンにしていくことが必要。
○実質公債費比率をはじめとする財政指標を改善すること自体が目的ではなく、健全な財政運営を通じて、住民に対して責任ある行政を実現することが本来の目的である。
○これから議論する行財政改革においては、財政指標の改善だけでなく、行政の透明性や、住民への説明責任を高めていくことも、重要な課題として認識していただきたい。

⑵今後の改革の方向性、公債費負担適正化計画の改定（案）に関する発言

ア 石川委員

○財政健全化を進めるにあたり、県として何を重視し、どこに優先順位を置くのか、アカウンタビリティを確保することが重要。県政として事業展開する中で、なぜそれをやるのか、どういった目的でやっていくのかを説明できるような体制を整えていただきたい。
○プラットフォーム型県政は非常に意義があるが、財政悪化への対応策として受け取られると関係者の理解を得られないと懸念しており、地方自治のあるべき姿を踏まえた上で、プラットフォーム型県政が望ましい形であるということを丁寧に説明すべき。
○財政健全化を引き続き進めていく中で、ステークホルダーと十分に議論しながら、望ましい県政・地方自治のあり方を検討すべき。

（県回答）中之薗財務部長

○優先順位に関しては、あくまで抽象的な表現にとどまっており、具体的にこの中のどれをやっていくのかということは、さらにクローズアップされることになる。進め方としては、当然ながら県だけでは改革を進められるものではないと認識しており、市町や関係団体との意思疎通、連携というのは、１つ大きな課題として、柱に据えて取り組み、その中で合意形成を図っていければと考えている。

○プラットフォーム型の話についても、財政健全化のいわゆる道具のように扱ってはいけないというご意見かと承知したが、本当にその通りだと思う。これからどう進めるかというのはあるが、我々職員自体が頭の中を切り換えて、こういう状況を迎えているからこそ、一から考えられるチャンスでもあると捉えて、一度フラットに考えたときに、どうあるべきかという視点で発想をスタートさせていきたい。

○そのために、庁内の検討の中で、我々の方からも十分伝えていきたいと思っている。ツールとして使うようなことがないようにということは、十分肝に銘じて進めていきたいと思っている。

イ 髙橋委員

○今回の改革で重要なのは、単に歳出を削減することではなく、人口減少や行政需要の変化を踏まえ、県の果たすべき役割を見直すことである。市町や民間との役割分担を整理しながら、県の役割を再構築すべきで、単なる負担の移転にならないよう留意が必要。

○事務事業の見直しは、必要性や効率性、費用対効果に加え、県が担う必要性を検証するとともに、財政への影響や事業規模が大きい事業から優先的に検討すべき。

○公共施設についても、施設そのものを維持することと、そこで提供されている行政サービスを維持することは分けて考えるべき。PFI 等の導入自体を目的とせず、最適な手法を選択すべき。

○一定サービス水準の見直しや事業の縮小廃止など厳しい判断も必要になると思うが、住民の生命や安全、最低限の生活水準への影響など優先順位をつける必要がある。短期的な収支改善だけでなく、将来の税収や地域の活力につながる投資とのバランスを考慮し、中長期的な視点で取り組むべき。

○関係者との調整を理由に必要な改革を先送りすることなく、従来のやり方にとらわれない改革の姿勢で、実行する主体や期限を明確にし、その進捗や成果を継続的に検証することが重要。

○公債費負担適正化計画の改定案について、基金運用の強化には賛成するが、金利上昇を前提とせず複数シナリオで検討し、流動性やリスク管理を踏まえた基金全体の最適なポートフォリオを構築すべき。

（県回答）中之薗財務部長

○県として果たすべき役割を見直す段階で、市町との役割分担などは当然必要になってこようかと思っている。一方で、負担の転嫁はいけないということに関しても、ごもっともなことだと思っており、そういったことがないように留意する。

○事務事業の見直しにおいて、効果額を出すためには、大きなものから検討すべきということになる。とはいえ小さな事業も結構手間がかかっているということもあるので、マンパワーにも目を向けながら進めていければならないと思っている。
○公的施設に関しては、今あるからそれを維持していくという発想はやめて、あり方から検討して、もし続ける場合に官民連携を検討する。官民連携も、コストアップに繋がる部分もあり、メリットデメリットを比較し、当然県民サービスにも配慮しながら進めていく。
○分収造林事業や地域整備事業に関しては髙橋委員からも多大なアドバイスをいただいて改革を行うことができた。同様のことが他にないのか、この際、１つのチャンスと位置付けて、見直せるものに関しては、しっかり見直す、先送りしないということは、当然考えていきたい。
○基金運用に関して、実質公債費比率が 25%を超えないということは、やはりそれだけの意味があると思い、リスクをとらせていただいた。県の資金管理に関しては、資金管理委員会に、別途、有識者にご参画いただいており、その中でしっかり点検、体制を強化していくということは、今後もあわせて考えていきたい。いずれにしても、これで固定ではなく、しっかり経済状況にも対応しうる公債費負担適正化計画としたい。

ウ 羽田委員

○財務検証部会での議論を通じ、阪神・淡路大震災に伴う多大な財政負担の中でも、県民サービスを維持しながら財政運営に努めてきた県の努力を感じた。
○一方で、テクニカルな財政運営の工夫を重ねる中で、結果として法令上の疑義を生じさせた事例もあり、たとえ目的が県民のためであっても、守るべきルールを遵守することが重要であると、財務検証部会において指摘した。
○今後の改革にあたっては、法令やガイドラインの文言に従うだけでなく、「なぜそのルールが設けられているのか」という趣旨まで踏まえて考え、ルールに則って改革を進めていただきたい。

（県回答）中之薗財務部長

○今回の検証部会の検証作業におきましては、本当に多大な手間をかけてしまいましたこと、改めてお詫びを申し上げる。
○どうしても指標が非常に悪かったという中で工夫をしてきたという部分もあろうかと思うが、今回の行革の再検証の中でも明記させていただいたとおり、１つの区切りをつけるために少し無理をしていた部分があるのではないかと感じる部分がある。ルールを守るべきということは、本当にご指摘いただいた通り。
○このたびの検証によって、将来にわたり、しっかりとルールに基づいた財政運営がされていくという１つのきっかけとさせていただけたものと思っている。未来に向けて、今後しっかり財政運営に努めて参りたい。
○法令などの文言に関しても、その背景等についても深い解釈を行って、趣旨に沿った対応、確認をしながら進めていくということで、基本姿勢として取り組ませていただく。

エ 佐野委員（委員から事前に聞いた内容を県当局から紹介）

○公共施設の見直しにあたっては、必要不可欠でない施設は原則として廃止を前提に検討すべき。

○有利な財源の活用を理由に施設を存続させるのではなく、廃止・集約によって生じた財源を他の施策に振り分ける方が効果的である。

○例外規定や存続の余地を広く残すと改革が進まなくなるおそれがあるため、明確な改革方針を示すべき。

（県回答）中之薗財務部長

○確かに有利な財源といえ、県負担というものは一部であっても残るわけで、有利だからいいとかいう問題ではなく、今日の議論の根底にある、まずは、今後県政としてどうあるべきかということを考えた上で、その大前提の上に、今後、それぞれの分野について考えていく必要がある。大きな視点から入っていかないと今回の改革は難しいではないかと思う。

○ご指摘いただいたことはごもっともで、あり方を検討の上、必要不可欠でないのであれば見直しを検討していくというのを基本にしていくべきと思っている。しっかりと取捨選択をしていきたい。

オ 上村委員（会長）

○行財政改革では、まず、改革の方向性とその判断基準を共有し、それに基づいて個別の課題についても丁寧に議論を進めていくということが必要。今大切なのは、総論としての改革の方向性をいかに固めるかということで、改革の方向性が示されたことは行財政改革の重要な第一歩である。

○起債許可団体となったこと自体は財政破綻を意味しないが、早期健全化団体への移行を避けるため、実質公債費比率の上振れリスクを十分認識した上で、県債管理基金の積立不足解消に着実に取り組むべきで、改革効果をどの程度積立不足の解消に充てるのかを含めた道筋を示し、毎年度の点検が必要。

○震災の影響がまだ響いていること、ある程度の行財政改革は実施済みであること、新庁舎整備が控えていること、一人あたりの人件費の増加、金利上昇といった、県の抱える５つの制約の中で改革を進めるには「覚悟」が必要。

○プラットフォーム型県政の考え方には賛成するが、持続可能な財政運営にどのようにつながるのか解像度が足りない。具体的な仕組みやロジックを明確にしていくことが不可欠。

○未来への投資についても、施策がどのようなロジックで県の活性化をもたらし、それが財政の持続可能性をいかに高めるのか、効果に至る道筋と評価方法を具体化し、財政の持続可能性を高めることができないと考えられる施策事業については、見直しの対象とする必要がある。

○あらゆる戦略、施策、事業が、県の活性化と財政の持続可能性にどのように寄与しているのか、その観点からの点検が重要。

○これまで県では事業改善レビューにおいて、主に有効性と効率性の観点から事業を検証してきたが、今後は、必要性にも踏み込んで、すべての事業の検証が求められる。上位の政策体系と事業との連動についても検証する必要があり、上位の政策体

系との連動がない事業は見直すべき。
○市町との役割分担の整理は極めて重要で、県は広域的な対応、市町間の調整、市町単独では対応が難しい課題の支援など、県が担うべき役割に重点化する必要があるが、市町の実績、実情や対応能力を踏まえ、役割と財源の分担を丁寧に整理することが重要。
○県において新規事業を立ち上げる場合は、他の事業をスクラップしたり、他の事業の見直しや歳入の確保によって、将来の継続経費も含む財源を確保するなど、財源を確保してから立ち上げるというペイゴー原則を徹底すべき。
○県債管理基金の積立不足解消に向け、一層の事業のスクラップは欠かせないと考える。従来の発想にとらわれない抜本的な行財政改革が必要との見解には賛成する。積立不足解消ロードマップを作成することで、実質公債費比率がどのように推移するのか、それを毎年度の行財政運営において確認するプロセスが組み込まれる必要がある。
○今後は、起債許可団体になったことを契機として、新しい兵庫県をつくるぐらいの覚悟で臨んでいただきたい。その上で、今後の行財政改革を乗り切るために、兵庫県の未来ビジョンを提示することも、行財政改革を進めることと同じぐらい重要。
○一層、総論の解像度を高めていただきたいと高めていただくことを期待する。

（県回答）中之薗財務部長
○大きな方向性に関しては、概ねご理解いただけたかと思うが、問題はここからだと思っている。
○第４回に向けて、各分野にそれを落とし込んだときに、どういった考え方がとれるのか。おそらく、第４回のときには、来年度の当初予算が概ね見えてきた段階、あるいは新しい財政フレームも見えてきた段階で開催させていただくのではないかと思うが、そういった数字も見ながら、今ご指摘いただいた点、それを各分野で落とし込んだときに、どういった展開ができるのかという、もう少し解像度を上げた議論が次回できるように、準備を進めさせていただきたい。
○個別にいただいた論点についても、十分参考にさせていただきながら検討を進めていきたい。

７　知事挨拶（閉会）
○本日第３回となる持続可能な財政運営検討会につきまして、本当に闊達なご議論いただき、各委員、多角的かつ率直なご意見をいただいたことに、改めて感謝申し上げる。
○いただいたご意見を踏まえ、これから令和９年度の予算編成、その先の改革に向けてしっかり着実に繋げていきたい。
○今回は財務検証部会の結果をご報告いただいた。羽田委員からもご指摘いただいた通り、財政運営はテクニカルなところがあるので、今回用先債については地方財政法の５条に疑義が生じるような事案があったことや、髙橋委員からもこれまで包括外部監査でご指摘いただいた分収造林事業など、基金運用に関しての不適切な事案というものもあったということで、そういった事案を今回検証いただき、再発防止策をおまと

めいただいた。チェック体制や資料記録をきっちり保持することなど、再発防止策を策定させていただき、それを踏まえて、議会や国にもしっかり報告して、今後の対応につなげていきたい。

○過去の財政運営の報告について、髙橋委員から、財政状況をしっかり踏まえて、オープンな説明をしていくということの大切さもご指摘いただいた。そういった意味で、今日議論あった平成 30 年までの行財政構造改革というものは、一定の条件下での達成というものがあった、非常に脆弱なものであった。積立不足や一部先送り、交付税の先食いなど、そういった前提の上で達成されたものなので、やはり平成 30 年までの行財政構造改革は完了したとは言えない、道半ばであった。そういった意味でこれから、しっかりとした行財政改革をして、県民の皆様にオープンにしながら、先送りしないことが大事だと思っている。

○これから事務事業の見直しや公共施設など、行財政改革をしっかりやっていくという点にあたり、私としては 4 点ほどの視点でやっていきたいと思っている。

○１点目が、事務事業の見直しをしっかりやっていくということ。まずは、公債費負担の抑制のために、公共投資については少なくとも 10%の抑制を進めていく。その上で事務事業についても、まずは、県民の皆様に大きな影響がないような分野からやっていく。

○例えば、内部管理のところからもしっかりやっていくことが重要で、すでに発表させていただいている、カラーコピーなど普段の経費を見直していく。それから、道路などの開通式典については、一部事案で 3000 万円以上かけて道路の開通式典をやっていたという事案があったので、そういったものはやめて、100 万円を目安にやっていくことなど、内部管理業務についても徹底的に見直していくということが大事。

○もう 1 点、外郭団体、出先機関、さらには公共施設の今後の見直しが必要。

○特に外郭団体については、県関連の団体が結構あり、問題はその数をどうするか、統廃合するかというよりも、予算や人員をどうするかということだと思う。令和 7 年度ベースで言うと、350 億円以上が外郭団体に行っており、そういったところをこれから数年かけて、５%10%と抑制していく。それに伴い、必要な事業を見直していくことが大事。もう１点が今 600 人近くの、県のＯＢ、そして県職員が、外郭団体に配置されている、ＯＢでいうと約 250 人、現役職でいうと 350 人もの人数が配置されている。こういった予算、人を、ＯＢ職員も含めて、どのように時代のあり方を見据えて、見直していくということが非常に大事だと考えている。

○出先機関については、県民局・県民センターのあり方になる。現在 10 あるが、果たしてそれが今後どうあるべきかということ。もちろん土木や農林など、現場の安全安心、そして農業の活性化に必要な部門というものは、しっかり堅持しつつ、大事なのがヘッドクォーター機能、そういう企画部門についてはどうあるべきかということを、やはり大胆に見直していくということも大事。

○公共施設についても今後の見直しが必要で、今回、パラスポーツの拠点整備や中央こども家庭センターの立て直し、さらには今後、学校の設備投資といった代替性がないものについては、しっかり設備投資をしていくということが大事。都市部における、例えばスポーツ施設、文化施設など、代替機能が周辺部にあるようなものについては、

一定見直しをしていくということも必要。その際には、必要であれば民間の運営資本を、大胆に導入していくということも大事かと思っている。

○４点目が、プラットフォーム機能をどのように確保していくかという、今回様々ご指摘いただいた点にも通ずるかと思う。そんな中で１つ考えてるのが、法人向けの補助というものをどのようにしていくかということ。中小企業や地場産業への支援というものは重要だと考えている。一方で、本日の報道でもあったが、大企業については過去最高の決算利益が出ている状況の中で、大企業向けの投資支援補助は果たして必要なのかどうかということは、議会からもご指摘をいただいているが、議論が必要。補助というよりも、プラットフォーム型、例えば市街化調整区域の規制緩和、遊休土地を県が一元的に把握して企業や土地所有者とのマッチングをする、そういったプラットフォーム型の機能というものを、直接の補助から切り換えていくことも、大きな道筋だと思っている。

○以上そうした４つほどの視点に基づいて、上村委員にご指摘いただいた通り、これから具体的な行財政改革の解像度を上げていくということが、令和９年度に向けて大事な局面になるので、私としては、こういった行財政改革を県民の皆様に直接影響のない分野でしっかり進めながら、未来への投資に向けた予算枠をしっかり財源として確保していくということが重要だと思っている。そういった確保をしっかりやりながら、令和 10 年度以降に大きくなる収支不足への対応、そして上村委員からもご指摘いただいた、県債管理基金への積立不足を解消していくための財源を、歳出改革として、別途、きちっとやっていくことによって、持続可能な財政運営に向けた道筋を作っていく。

○そして、県民の皆様に対する県のビジョンを示し、すべての県民の皆様が自分事として県政に参画いただけるような、県政づくり、機運づくりをしっかりやっていくことが、私どもの責務だと思っているので、引き続き、その観点からご指導をいただきたい。